

情報提供施策の総合的な推進に係る要綱の運用について

(平成11年3月26日 制定)

(令和7年4月1日一部改正)

第1 関係 (目的)

- 1 情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。)第2章の規定に基づく行政文書の開示は、県民の開示請求があつてはじめて特定の情報が公開される制度で、情報公開制度の重要な位置を占めるものであるが、県民が請求しない限り開示されないこと、開示の対象は行政文書そのものであり、必ずしも県民にとってわかりやすい情報ではないこと、さらに、請求者のみに開示されることなどの制約もある。そこで、条例は、第25条に、情報の提供に関する施策の推進に関する県の責務を明らかにしている。

この要綱は、情報提供施策の総合的な推進に関する県の責務を具体化し、県民が県政に関する正確で内容の充実したわかりやすい情報を、県民がより身近なところで、しかも迅速、かつ容易に得られるよう、知事が保有する情報について、条例に基づく開示請求を待つことなく、県民にこれを公表し、又は提供するために必要な事項を定めたものである。

- 2 なお、「知事が保有する情報」(以下「知事保有情報」という。)とは、知事が保有する県政情報一般をいい、文書、図画、写真、フィルムに記憶された情報のほか、電磁的記録(磁気テープ(ビデオテープ、録音テープ等)、光ディスク(コンパクトディスク等)、磁気ディスク(フロッピーディスク等)等、電子的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいう。以下同じ。)も含むものである。

第2 関係 (定義)

- 1 「情報の公表」とは、この要綱により知事保有情報を県民の利用に供することの責務を課せられたもので、県民の利用に供するかどうかにつき知事の裁量が働く余地のないものをいう。

これに対して、「情報の提供」とは、知事保有情報を県民の利用に供することが知事の裁量に委ねられるものをいう。

- 2 「行政情報センター等」とは、情報公開事務取扱要綱第2第1項に定める「行政情報センター」及び「行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)」をいう。

第3 第1項関係 (情報の公表)

- 1 本項は、第1項各号に掲げる知事保有情報について、条例第7条各号で規定する非開示情報に該当するものを除き、県民に公表する責務を課したものである。

- 2 「県の長期計画その他の県の重要な基本計画」とは、例えば、総合計画、環境基本計画、商工労働観光振興計画、農業計画、林業基本計画等の計画をいう。さらに、「中間段階の案」の趣旨は、これらの公表すべき計画について、原則として中間段階の案を策定の上、公表するものとしたものである。

なお、中間段階の案を策定しがたいものについても、今後策定に努めるものとする。

- 3 「庁議」とは、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号。以下「行政組織規則」という。)第4条に定める庁議をいう。

4 「審議会等の附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関をさし、具体的には、行政組織規則第 77 条に規定する附属機関をいう。

「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等であって附属機関には該当しないものをいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

5 「県の重点事業」とは、総合計画において重点事業に位置づけられたものをいい、「これに類するもの」とは、行政改革大綱の進捗状況等をいう。

6 「その他知事が特に必要と認める事項」とは、行政管理委員会における決定事項等、本項第 1 号から第 4 号までに該当しない事項で、公表することが特に必要と認められるものをいう。

第 3 第 2 項関係（情報の公表時期及び方法）

1 本項は、情報の公表時期及び方法について規定したものである。

2 情報の公表時期については、第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項については情報の発生のとど速やかに、同項第 4 号に掲げる事項については年 1 回以上定期的に行うものである。

3 情報の公表方法については、本項各号に掲げる方法のうち効果的なものにより、情報の公表を行うとしたものである。したがって、情報の公表を効果的に行うため複数の方法によるものも、認められるものである。

4 「行政情報センター等における供覧」の方法については、情報が印刷物である場合は、行政情報センター等への配架、情報が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）である場合は、行政情報センター等に設置する PC 端末での閲覧とする。

5 「その他知事が適当と認めるもの」とは、報道機関への資料提供を含むものとする。

第 3 第 3 項関係（審議会等の会議の公開）

本項は、審議会等の付属機関及びこれに類するものの会議の公開について定めたものであって、「別に定めるところ」とは「審議会等の会議の公開に関する指針」をいう。

第 4 第 1 項関係（情報の提供）

1 本項は、知事保有情報の提供に努める旨の知事の一般的責務を定めたものである。

2 本項各号に掲げる事項は、情報の提供に努めるべき主要な事項を例示したものである。

第 4 第 2 項関係（情報の提供方法）

本項は、情報の提供方法について定めたものであり、第 3 第 2 項に掲げる方法のうち、効果的なものにより、情報の提供を行うとしたものである。したがって、情報の提供を効果的に行うため複数の方法によるものも、認められるものである。

第 5 関係（公表又は提供する情報の充実）

この規定は、情報の公表及び提供に当たっては、情報をより正確で内容の充実した、よりわかりやす

いものとするよう、情報の質的向上を図る旨の責務を定めたものである。

第6 関係（行政情報センター等における供覧）

- 1 第1項は、行政情報センター等での供覧は、行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）の窓口で行うことが原則であるが、双方の窓口で閲覧に供することが困難と認める場合には、いずれかの窓口において閲覧に供することができることを定めたものである。
- 2 第2項は、行政情報センター等における供覧期間は、原則として、情報の公表又は提供を開始した日の翌日から起算して1年とすることを定めたものである。

なお、供覧期間を経過していないにもかかわらず閲覧に供しないこと又は供覧期間を超えて閲覧に供することに合理的な理由がある場合には、この限りでない。

第7 関係（県民への周知）

この規定は、この要綱に基づき県民に公表又は提供した情報の一覧表を行政情報センター等で県民の閲覧に供することを定めたものである。

附則関係

この要綱の施行時期について定めたものである。